

## 広島県農業会議第3回常任会議員会議議事録

1 日 時 平成24年6月18日(月)13時30分から14時10分

2 場 所 広島市中区鉄砲町 広島県土地改良会館会議室

3 出席会議員(18名)

1番 安福 孝昭	2番 梶原 安行	3番 山崎 昭弘	4番 倉本 寛
5番 加栗 建男	6番 片山 博	7番 河村 昇	8番 佐伯 知省
9番 石田 文雄	10番 中谷 憲登	11番 中原 照雄	12番 宮脇 勝博
14番 小泉 俊雄	15番 下垣 雅史	16番 横田 武	17番 安井 裕典
19番 中村 雅宏	20番 山崎 逸郎		

4 欠席会議員(1名)

5 審議事項

第1号議案 農地法第4条第3項の規定による諮問について  
第2号議案 農地法第5条第3項の規定による諮問について

6 県及び市町農業委員会職員出席者

(1) 広島県

農林水産局農業技術課	主 幹	橋本 義彦
農林水産局農業技術課	専門員	大瀬戸啓介

(2) 市町農業委員会

広島市農業委員会	主 査	稲田 雅之
三原市農業委員会	農政係長	山崎 雅樹
尾道市農業委員会	専門員	大木原 健
三次市農業委員会	主 任	渡邊 英俊
庄原市農業委員会	主 任	岸 泰弘
東広島市農業委員会	主 査	蛇持 憲光
廿日市市農業委員会	主 査	上中 一之

7 広島県農業会議

事務局長	小林 修二
農地相談員	江上 正一
総務課長	高橋 誠
業務課長	龍尾 満弘

8 議事内容

小林事 | ただ今から、平成24年度第3回常任会議員会議を開会いたします。

務局長 本日は、藏田会長が市長の公務のため欠席となりましたので、中谷副会長に代理を務めていただきます。

開会にあたり、中谷副会長がごあいさつを申し上げます。

中谷副 皆さん、こんにちは。

会長 先ほど、事務局の方から、藏田会長が市議会の開会中ですので欠席であるというお知らせがございました。その中で、私が会長に代わり、開会にあたりましてのごあいさつを申し上げます。

本年度、第3回の常任会議員会議を開催しましたところ、会議員の皆様には、お忙しい中をご出席いただきまして誠にありがとうございます。

まず初めに、去る5月31日に開催された平成24年度全国農業委員会会長大会の概要について、ご報告を申し上げます。

この大会には、広島県から19名が出席し、持続可能な力強い農業の実現と農村の再生に向けた提案決議、TPP交渉への参加反対を求める要請決議を行い、大会終了後には、決議内容の実現に向けて、本県の議員であります衆参両院の15名の国会議員に対して要請活動を実施しました。

また、大会の翌日には、埼玉県所沢市農業委員会において、農地利用状況調査の実施状況や所沢市農地サポート事業についての研修を受け、活発な意見交換を行い、大きな成果をいただきました。

大会に出席された会長様には、大変ご苦労さまでした。あらためてお礼を申し上げます。

さて、本年度から始まった「人・農地プラン」の策定作業については、各市町で取り組みが始まっているようですが、1号会議員の皆様には、市町・関係団体と連携を密にして、積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

また、農地パトロールの重点実施期間（8月から11月）が近づいております。各農業委員会におきましては、農地パトロールの計画的な実施と事後指導、遊休農地の状況や事後指導内容の農地台帳への記載といった作業を着実に実施していただきたいと思います。

この調査は、耕作放棄地全体調査と一体的に実施することとなっておりますので、市町の協力を求めながら実施していただきたいと思います。

暑い夏場の時期です。調査にあたっては健康に留意されまして、十分な活動をお願いしたいと思っております。

次に、会議員の皆様には既にご案内しておりますが、平成23年度決算報告等のため、8月2日に広島県農業会議第94回総会を開催します。会議員の皆様には、ぜひご出席いただきますようお願いいたします。

さて、本日の会議は、広島市ほか15市町の農業委員会会長から諮問のありました農地法第4条、5条関係について、ご審議をいただきます。

それでは、どうか慎重なご審議をいただきますようお願い申し上げ、開会にあたりましてのごあいさつといたします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、これより会議に入ります。

事前に送付しております諮問資料ですが、資料1の5ページをご覧ください。

尾道市農業委員会からの諮問で、調査結果欄に、第1種農地の不許可の例外の条文が記載漏れとなっております。ここに「規則第33条第4号」と記入をお願いいたします。

もう1件、同じく資料1の10ページ、大崎上島町農業委員会からの諮問案件ですが、大崎上島町建設課より農業委員会に対しまして、転用計画の設計見直しの必要性が生じたとの連絡がありました。このため、農業委員会から取下書の提出がありましたので、本件の削除をお願いいたします。いったん取り下げて、また再度、申請をやり直すというかたちになろうかと思えます。

それ以外の変更はありません。ご持参いただきました諮問資料が正本となります。ご了承願います。

会則第37条及び農業会議規則第5条の規定により、副会長が議長を務めさせていただきます。

中谷副会長、どうぞよろしく申し上げます。

議長

それでは、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席会議員数を報告いたします。

常任会議員総数19名、うち本日の出席は18名です。

出席者が過半数に達しておりますので、本会議会則第32条の規定により、会議は成立いたします。

議事録署名者を私の方から指名いたします。●番、●●会議員、●番、●●会議員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

これより審議に入ります。

今回、諮問のありました農地法関係議案の概要につきまして、事務局からご説明します。

事務局

今月分の諮問案件の概要を説明いたします。

資料4ページ上段の「総括表（県合計）」の全体集計分をご覧ください。

最下段「計」欄にありますように、延べ25、実16市町農業委員会から89件、36,433.67㎡、うち「4条」関係が10市町農業委員会から25件、7,095.00㎡、「5条」関係が15市町農業委員会から64件、29,338.67㎡となっております。

次に、5ページの「転用目的別一覧表」をご覧ください。

主要なものを見ますと、件数では「住宅」が35件で39.3%、次いで「その他」が18件で20.2%、「駐車場」が14件で15.7%、「資材置場」が10件で11.2%、「商業用店舗」「農業用施設」が4件で4.5%となっております。

面積では、「住宅」が10,811.50㎡で29.7%、次いで「資材置場」が7,217.00㎡で19.8%、「商業用店舗」が7,074.68㎡で19.4%、「駐車場」が5,196.00㎡で14.3%、「その他」が3,880.49㎡で10.7%となっております。

以上で「今月分の諮問案件」の総括説明を終わります。

なお「主要案件」については、関係の市町農業委員会から後ほど説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問があればお願いいたします。

常任会  
議員

（質疑、特になし）

議長 ないようですので、それでは第1号議案「農地法第4条の規定による諮問について」を議題にいたします。

関係の農業委員会から、順次ご説明をお願いいたします。

まず、三次市農業委員会からお願いいたします。

三次市 三次市農業委員会です。

農業委 資料1の1ページ及び資料3の1ページをご覧ください。

員会 ●●氏によります、事務所等への転用事案です。

●●氏は、三次市●●町に居住している不動産業者です。

このたび、三次市●●町に店舗を借りて不動産業を営んでいましたが、不況のため店舗を閉鎖。しかし、営業の拠点が必要なことから、自宅に隣接する申請地に事務所等を確保するため、本申請地を転用しようとするものです。

申請地は、●●地区工区として昭和46年度から昭和58年度にかけて実施された県営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。

申請地は、●●市役所から南東へ約5kmの所にある第1種農地です。

申請人の所有する農地は全て第1種農地ばかりであり、他に適当な土地がないことから、やむなく申請地を選定しました。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他の申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

議長 4条関係につきましては1件ですので、以上で説明が終わりました。

ただ今、ご説明のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて25件の諮問を受けております。

これらについて、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

常任会 (質疑、特になし)

議員

議長

ご質問がないようですので、採決に入らせていただきます。

第1号議案は「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

常任会  
議員

(挙手) 【挙手の数の確認】

議長

挙手全員でございます。よって第1号議案は「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申いたします。

続きまして、第2号議案「農地法第5条の規定による諮問について」を議題にいたします。

ここで副会長さんには、議事参与制限の関係で退席をお願いいたします。●●さん、お願いします。

それでは続けます。

三原市農業委員会から、順次ご説明をお願いいたします。

三原市  
農業委  
員会

三原市農業委員会です。

資料1の4ページ及び資料3の2ページをご覧ください。

1番の案件について説明します。

●●氏によります、資材置場への転用事案です。

申請人は、●●市に居住し、造園業を営んでいます。

このたび、現在、使用している資材置場の賃貸借契約期間満了に伴い、新たに申請地をブロックやれんが、庭石、庭木、鉢物苗などを保管する資材置場として取得し、転用しようとするものです。

申請地は、三原市役所●●支所から南西へ約700mに位置する、市道に面した第2種農地です。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

続きまして、資料1の4ページ及び資料3の3ページをご覧ください。

2番と3番の案件について、同一案件のため一括して説明します。

●●商事株式会社によります、新店舗開設に係る転用事案です。

●●商事株式会社は、●●市に本店を置き、食料品、衣料品、諸雑貨及び関連商品の販売を扱う店舗を県内に22店舗展開しています。

このたび、業務拡大により新店舗を設置するため、申請地を店舗及び客用駐車場用地として取得し、転用しようとするものです。

申請地は、三原市役所●●支所から東へ約1.3kmに位置する、●●都市計画●●土地区画整理事業区域内にある第3種農地です。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

なお、建築許可については、担当部局から許可見込みとの判断を得ています。

尾道市  
農業委  
員会

尾道市農業委員会です。

資料1の5ページ及び資料3の4ページをご覧ください。

1番の案件についてご説明いたします。

●●氏による、一般住宅及び駐車場への転用事案です。

●●氏は、尾道市●●町の借家へ居住していますが、父親である譲渡人の農作業を手伝っています。

譲渡人の農業後継者として家族とともに移住することとなり、親元近くの申請地に住宅を建設し、転用しようとするものです。

申請地は、旧●●町により昭和49年度に実施された農業用排水路整備事業の受益地であり、第1種農地です。

譲渡人の所有する農地は全て第1種農地であり、他に適当な土地もないことから、やむなく申請地を選定し、必要最小限の転用となるよう分筆したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他の申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

なお、建築許可については、担当部局から許可見込みとの判断を得ています。

庄原市  
農業委  
員会

庄原市農業委員会です。

資料1の6ページ及び資料3の5ページをご覧ください。

1番の案件について説明させていただきます。

有限会社●●建設によります、工事中残土処分場への一時転用事案です。

申請人の有限会社●●建設は、●●市内に本社をおく建設業者です。

このたび、道路改良工事を施工するにあたり、残土処分場として、本申請地を許可後3年間一時転用しようとするものです。転用後は農地に復元することとしています。

申請地は、庄原市役所●●から南へ約5kmに位置し、●●地区として昭和57年から平成3年度にかけて実施された土地改良総合整備事業により整備された農振農用地区域内の第1種農地です。

周辺は第1種農地ばかりで、他に適当な土地がないことから、やむなく本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行令第18条第1項第1号「仮設工作物の設置とその他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められる場合」として、農振農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

東広島  
市農業  
委員会

東広島市農業委員会です。

資料1の7ページ及び資料3の6ページと7ページをご覧ください。

2番の案件について説明します。

●●氏によります、一般住宅への転用事案です。

●●氏は、●●町の共同住宅に居住されています。

このたび、現在住んでいる住居では手狭になったため、実家に隣接し祖父が所有する本申請地に住宅を建設するため転用しようとするものです。

申請地は、●●小学校の北東900mに位置し、●●地区として昭和49年度か



ら昭和58年度にかけて実施された県営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。

譲渡人の所有する農地は全て第1種農地であり、他に適当な土地もないことから、やむなく譲渡人の住居に隣接する本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、農振農用地区域からは除外済みであり、建築許可の申請についても許可見込みとの判断を得ています。

続きまして、3番について説明いたします。

●●氏によります、農家住宅及び駐車場への転用事案です。

●●氏は、●●町にある妻の実家に居住されています。

このたび、現在住んでいる住居では手狭になったため、義理の父が所有する本申請地に住宅を建設するため転用しようとするものです。

申請地は、●●地域センターの南950mに位置し、●●地区として平成元年度から平成7年度にかけて実施された県営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。

譲渡人の所有する農地は全て第1種農地であり、他に適当な土地もないことから、やむなく本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、農振農用地区域からは除外済みです。

ただ今、説明しました2件につきましては、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

廿日市  
市農業  
委員会

廿日市市農業委員会です。

資料1の8ページ及び資料3の8ページをご覧ください。

1番について説明します。

有限会社●●工務店、代表取締役 ●●氏によります、商業用施設、温泉水自動販売機設置場所への転用事案です。

●●氏は、申請地付近の廿日市市●●に在住です。

申請地は、基盤整備促進事業（担い手育成型）●●地区として、平成8年度から平成12年度にかけて整備された第1種農地の畦畔部分です。

かんがい用に畦畔部分をボーリングしたところ、温泉成分を含む水が自噴しました。これを有効利用するため、分筆して賃貸借権を設定し、転用されるものです。

申請受付にあたっては、本地部分の転用は差し控えること、畦畔部分といえども最小限度の転用にとどめること等指導したところ、これを履行するといったことで、許可妥当と判断し諮問したところでございます。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

温泉成分の分析は終了し、温泉採取許可見込みと聞いております。

なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

議長

以上で、説明が終わりました。

ここで、常任議員による農地法諮問案件に係る事前現地調査といたしまして、農地法第5条の規定に基づき、三原市農業委員会の転用案件について、6月8日に●●常任議員、●●会議員を調査員とし、地元農業委員会の立ち会いのもと現地調査を行いました。

その調査報告を、●●常任議員さんよりお願いいたします。

●●常  
任会  
議  
員

失礼いたします。資料4をお目通しいただければと思います。

先ほど、三原市農業委員会さんの方から説明がございましたように、資料1の2番、3番の案件です。現地調査の結果報告をさせていただきます。

調査日時は、平成24年6月8日です。調査の該当委員会は三原市農業委員会さん。調査員は、竹原市農業委員会の●●会長さんと私、●●が行いました。立会人としては、三原市農業委員会の●会長さんと●●委員さま、そして事務局及び事務局長、並びに●●係長さん。広島県農業会議からは、●●課長と職員の方がお見え

になりました。

調査案件は、商業用店舗及び駐車場への転用案件でございます。

内容につきましては、そこに記載しております三原市●●町の田9筆、畑1筆。面積が6,694.68㎡、利用状況は田んぼと畑で、区分は第3種農地でございます。申請人は、●●商事株式会社です。転用計画は商業用店舗1棟、並びに駐車場の129区画です。

調査理由ですが、商業用店舗及び駐車場への転用の妥当性について確認いたしました。

調査方法ですが、三原市●●支所で概要説明がございまして、それから現地に参りました。

調査の結果を申し上げます。申請地の状況ですが、先ほどもご説明がございましたように、申請地は三原市役所●●支所から東へ約1.3kmに位置し、平成11年度から実施されている●●土地区画整理事業区域内にある第3種農地です。

転用理由ですが、申請人は●●市に本店を置き、食料品のスーパー等を営む店舗を県内に22店舗配置しておられます。このたび、業務拡大により新店舗を設置するために申請地を借り受けて、店舗及び来客用駐車場として整備するものであります。

申請地の選定理由ですが、申請人は現在、三原市には店舗を有しておりません。国道2号線に隣接の●●都市計画●●土地区画整理事業区域内にありまして、隣接には団地等々もございまして、非常に利便性が高く、集客が見込めるということで本申請地を選定したものです。

転用面積の妥当性ですが、この店舗は既にある店舗と同等規模の面積です。また、土日の集客数を1,300人と見込まれて、店舗が2,330.52㎡、駐車場を129区画と計画されておりますが、この件については適正な規模と考えられます。

転用計画の妥当性ですが、本申請地は第3種農地であり、立地条件及び事業規模から申請地を20年間転用しようとするものです。転用理由、土地の選定とも妥当と認められます。

申請地の位置及び被害防除措置計画等から見て、転用によって生じる周辺農地に対する悪影響は生じないものと認められます。

それから雨水については、近くにあるポンプ場を通して●●川に放流するという

ことです。

6番目の他法令の状況ですが、都市計画法第43条により建築許可を見込まれております。

2ページ目をご確認いただければと思います。概要的に申し上げておきますと、上の写真の左側の方が2号線。●●入り口よりわずかですが、三原に寄った方から、この左上に入った所でございます。

ここは非常に的確に管理をしておられます。これだけの広大な土地で、こういう状況になっているということですが、ここ一帯が、先ほど申しましたように●●の土地区画整理事業になってされているということです。

写真の奥の方には山がございます。この山が、これから盛り土をしていくときの建設残土ということで、向こうの山は、いずれは●●の公園にされるという計画です。

団地等になりますと、ちょうど三原寄りの方に、まだ団地がもう一つあります。おそらく人口数でいえば、かなりの方々がここをご利用になるということで、これは適正というように判断をさせていただきました。以上です。

議長

ありがとうございました。

ただ今、ご報告のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて64件の諮問を受けております。

これらについて、ご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

常任会  
議員

(質疑、特になし)

議長

ご質問がないようですので、採決に入ります。

第2号議案につきましては、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

常任会  
議員

(挙手) 【挙手の数の確認】

議長 挙手全員でございます。よって、第2号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申いたします。

ここで●●さんに入場願います。

審議事項につきましては、以上で終了しました。

農業委員会の方々には、大変ご苦労さまでした。

本日、提案いたしました案件は、全て終わりました。

会務全般について、ご意見があればお願いいたします。

常任会  
議員 (意見、特になし)

議長 ご意見がないようでございます。

次回の常任会議員会議は、7月18日水曜日 午後1時30分から、当「土地改良会館」で開催いたします。

これをもちまして、本日の会議を終了いたしますが、今回は●●副会長最後の常任会議となりました。ここで、●●副会長から一言ごあいさつをお願いいたします。

その後、事務局から皆さんにお諮りをいたします。

では、よろしく願います。

●●副  
会長 ただ今、ご紹介いただきました副会長の●●でございます。

6月27日のJA広島市の総代会で会長を退任することになりました。そして29日のJA広島中央会の臨時総会におきまして、中央会の副会長を退任することになっているわけです。そういった意味から、この農業会議につきましては、29日をもって、この席を終わるということでございます。

長い間、皆さま方には本当にいろいろとありがとうございました。お世話になりました。大過なく過ごさせていただいたことを大変うれしく思っておりますし、多くの皆さま方と出会いながら、また東京の方へも、副会長という立場で陳情や全国大会といった席に出させていただいて、本当にうれしく思っております。

そうたいした功績はないのですが、ただ皆さま方のお世話をさせていただいたということは一番うれしく思っております。

どうもありがとうございました。厚くお礼を申し上げまして、退任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長 事務局からお願いいたします。

事務局 それでは、退任ということですので、次回の常任会議の日に送別会を開催させていただきたいと思っております。7月18日16時からというかたちで検討をさせていただいて、またご連絡させていただきたいと思っておりますので、ご賛同をお願いいたします。よろしく申し上げます。

議長 それでは、これで全て終わりましたので解散いたします。ありがとうございました。ご苦勞さまでした。

14:10【終了】

